東京都写真美術館条例(平成二年東京都条例第二十号)新旧対照表(抄)	
改 正 案	
第一条から第七条まで (現行のとおり)	第一条から第七条まで (略)
(利用料金の減額又は免除)	(利用料金の減額又は免除)
第八条 (現行のとおり)	無 《 ()
2 指定管理者は、前項に定める減額又は免除を行うに当たっては、使用し、及	<u>(</u>
び観覧しやすい利用料金となるよう配慮するものとする。	
第九条から第二十二条まで (現行のとおり)	第九条から第二十二条まで (略)
別表第一(第五条関係) (現行のとおり)	
別表第二(第七条、第十九条関係) (現行のとおり)	別表第二(第七条、第十九条関係) (略)
別表第三 (第七条、第十九条関係)	別表第三 (第七条、第十九条関係)
区 分 利用料金 (観覧) (一人一回につき)	区 分 利用料金 (観覧) (一人一回につき)
個 人 固体 (11十人以上)	回 人 回体 (二十人以上)
一般 (菜 (2) (2)
じ。) 及び <mark>若者</mark> 備考二において同以上の者をいう。 高齢者(六十五歳	じ。) 及び生徒 備考二において同以上の者をいう。 高齢者(六十五歳

編析

- の者をいう。ただし、十八歳未満の者を除く。二 一般とは、高齢者及び<u>若者</u>(前号ただし書に規定する者を含む。)以外

編析

- 校に在学するものを除く。
 を有するもの並びに東京都の区域内に所在する中学校及びこれに準ずる学ただし、中学校の生徒及びこれに準ずる者のうち、東京都の区域内に住所」生徒とは、中学校及び高等学校の生徒並びにこれらに準ずる者をいう。
- の者をいう。ただし、<u>小学生及び学齢に達しない</u>者を除く。 二 一般とは、高齢者及び<u>生徒</u>(前号ただし書に規定する者を含む。)以外